

三重県重症ケア家族会 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三重県重症ケア家族会 SMILE と称し、事務所を会長宅に置き所在地とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、三重県内の医療的ケア児者・重症心身障害児者のための公的扶助及びサービスの提供及び待遇の向上に関する活動を行うことにより、三重県内に居住する医療的ケア児者・重症心身障害児者とその家族たちの QOL(Quality of Life: 生活の質)を向上することを支援し、また会員が相互に援助し合うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① 医療的ケア児者・重症心身障害児者及びその家族のための公的扶助及びサービスの提供及び待遇に関する調査事業
- ② 医療的ケア児者・重症心身障害児者及びその家族のための公的扶助及びサービスの提供及び待遇に関する情報提供事業
- ③ 医療的ケア児者・重症心身障害児者及びその家族のための公的扶助及びサービスの提供及び待遇に関するイベントの企画・運営事業
- ④ 会員相互の交流及び育児・就学・就労・医療・福祉等生活一般に関する相談
- ⑤ 地域医療・地域福祉等地域社会における支援の充実と促進及び連携
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して出来得る範囲で運営に参画する医療的ケア児者・重症心身障害児者及びその家族
- (2) メイト会員 本会の目的に賛同して出来得る範囲で運営に参画する元医療的ケア児者・元重症心身障害児者及びその家族
- (3) サポート会員 本会の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員 0円

(2) メイト会員 0円

(3) サポート会員 0円

(退会)

第7条 会員は、所定の退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

第4章 役員

(種別)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 会計 2人

(4) 書記 1人

(5) 監事 2人

(選任)

第9条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長・副会長・会計・書記は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 書記は、本会の書記を担当する。

5 監事は、会の運営及び会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第5章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は正会員、メイト会員及びサポート会員をもって構成する。

(審議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 予算案及び決算に関する事項
 - (2) 役員の選任に関する事項
 - (3) 規則に関する事項
 - (4) その他会務上必要な事項
- (開催)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の3分の1以上から請求があったとき。
- (議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員、メイト会員及びサポート会員の中から選出する

(定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員、メイト会員及びサポート会員はあらかじめ通知された事項について所定の書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その正会員、メイト会員及びサポート会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員、メイト会員及びサポート会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第21条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第23条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 役員会には、第17条から第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員、メイト会員及びサポート会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(経費)

第27条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 雑則

(規則の変更)

第31条 この規則は、総会において議決を経なければ、変更することができない。

(委任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規則は、2022年 3月 6日から施行する。